

経済建設委員会会議録

平成23年3月4日

9時55分	開 会
11時30分	閉 会

網 走 市 議 会

午前 9 時 55 分 開会

○空委員長

ただいまから経済建設委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会の開催に対し、傍聴の申し出がございます。網走タイムズの今村記者、それから北海道新聞谷本記者、それから札幌市ということですが、和田義光さん。3名の傍聴がございます。これを許可したいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○空委員長

それでは、傍聴を許可いたします。

本日の委員会でありますけれども、本日の委員会には、議案 6 件、請願 7 件、陳情 2 件の合計 15 件について審議をいたします。また、審議の進行であります。まず最初に経済部、水産港湾部関係の議案、それから当委員会に付託されております請願、陳情の審議を行いたいと思います。その後、理事者を入れかえまして、建設部、水道部関係の議案の審査を行いますので、よろしく御協力をお願いします。

それでは早速、経済部、水産港湾部関係で、議案第 14 号平成 22 年度網走市一般会計補正予算中、所管分ということで、御説明を願います。

○三島経済部次長

議案資料 18 ページをごらんいただきたいと思います。

平成 22 年度一般会計商工振興費企業立地促進補助金補正予算についてでございます。

補正の理由並びに内容でございますが、昨年、当市にコールセンターを開設しました株式会社 C T I 情報センターに対しまして、網走市企業立地促進条例に基づく助成を行うため、補助金として 1,074 万 4,000 円を追加補正しようとするものでございます。

補正額ですが、歳出予算は、補正額 1,074 万 4,000 円、財源は一般財源でございます。

続きまして、議案資料 19 ページをごらんください。

平成 22 年度一般会計公共交通対策費航空路線維持対策事業補正予算についてでございます。

補正の理由並びに内容でございますが、北海道エアシステムの新たな経営体制の移行に伴い、市

民の利便性の確保及び観光振興など地域経済の発展を図るため、北海道から要請のありました北海道エアシステムへの出資を行うため、出資金 142 株、447 万 3,000 円を追加補正しようとするものでございます。

補正額ですが、歳出予算は、補正額 447 万 3,000 円、財源は一般財源でございます。

以上でございます。

○空委員長

それでは、議案第 14 号に対して、順序はどういった形でも結構ですので、質疑を受けたいと思います。

○渡部委員

企業立地促進補助金のコールセンターのことについて質問いたします。

昨年でしたか、この委員会のほうでも、この情報センターのほうに視察に行って、実際に話を伺ってきた経過がございます。そこのお話では、今のところ、まだ働いている人たちを募集している状況で、今後 24 時間営業を目指してやっていきたいというお話がありました。

当市といたしまして、この企業立地促進条例に基づいて助成を行うということになっておりますけれども、企業誘致されて 1 年経過した状況で、この条例に基づいた助成と、またコールセンターの運営状況、私たちが期待している、当市にとっての効果みたいなものというのは、今のところ、どのような形で生まれているかを質問します。

○三島経済部次長

C T I 情報センターのオホーツクコールセンターにつきましては、昨年の 3 月に開設をいたしまして、営業を行っております。営業時間は、9 時から夜の 8 時までということで運営を行っております。現在もその時間については変更はございませんが、受けている会社によりまして朝早くの勤務ですとか、夜遅くの勤務ですとかがときどき入ってくるという状況だということを聞いております。

現在、取り扱っております業務につきましては、生命保険、損害保険、また健康食品、語学教材などの電話を受ける、電話をかけるという業務を行っているというふうに聞いております。

現在、雇用されております職員につきましては、正社員で 16 名、パート職員で 42 名、計 58 名と

なっておりまして、このうちオペレーターにつきましては、54名の方がオペレーターとして仕事をしているというふうに聞いております。

当市にとりましての効果でございますが、償却資産に伴います固定資産税収入が入ってまいりますことと、大きくは雇用の働く場の確保ができたということが地域の経済にとりまして、大きな役割を果たしているというふうに考えております。

以上でございます。

○渡部委員

実際に、正社員の方というのは、私たちがお話を伺ったときよりもふえているような状況にあると感じました。今、お話にありましたように、雇用の場の確保という点で、当市にとって大きな効果をもたらすという状況もありますので、私どももいつも言っているのですが、やはりこのような企業誘致に関しては、力を入れて今後とも努力していただきたいと思います。

○空委員長

ほかにございますか。

○栗田委員

今、コールセンターの件なのですが、大体概要についてはわかったのですが、このように多額の補助をするということなので、逐次、随時といたしますか、経営状況とか、雇用関係など、比較的市民の皆さんの目に見えないところで動いている御商売なので、その辺のことをやはりきちんと見守りながらやっていただくということはすごく大切なので、一番心配するのは、我々は撤退されるというのが、どこかの段階でというのが、一番危惧するわけですから、その辺のところを含めた中で、きちんとこれをやっていただきたいと、意見として願います。

それで、エアシステムのほうなのですが、報道等では市長の考え方をいろいろ聞いているのですが、再度確認をしたいのですが、去年の段階の話では、出資の方向ではなかったような気がするのですが、交渉状況のいろいろな形の中で、このような経緯になったと思うのですが、その辺の経緯、経過について、お話をいただきたいと思います。

○井上経済部長

このHACへの出資の関係につきましては、前大場市長のときから、やはりHACに経営移行することによって、拠点空港が丘珠に移るというこ

とが大きな問題だということで指摘をしておりました。そういう意味では、本州からの乗り継ぎも含めて、丘珠ということになれば、乗り継ぎが非常に難しくなるということで、特に観光の入り込みだとか、そういう影響が大きいのではないかとということで指摘をしてきました。それとあわせまして、従来から女満別空港の活性化に向けて、2市2町も含めて、国際チャーター便の誘致であるとか、さまざまな活性化に向けた地元の努力を重ねてきたわけございまして、そういった地元の努力と、道から示されているHACの拠点移転も含めての、そういった部分がどうもかみ合っていないと、トータルで考えますと、やはり網走市にとって、女満別空港にとってのメリットは、余りないということで指摘をしてきたところでございますが、先般、年明け以降、女満別空港関係自治体と北海道との協議の場が設定されまして、その中で、端的に申し上げますと、国際チャーター便の着陸料の減免の問題、これにつきましては、現在2分の1減免ということになっておりますけれども、全国的に見れば、全額減免しているところもございまして、そういう意味では、そういった要請を北海道に対して従来してきたということですが、なかなかそれが実現に至ってなかった。あるいは、大空町が主体的に管理をしております空港ビルの管理の問題では、駐車場の有料の問題でありまして、もともと無料であったのが、1時間が無料という形になりまして、現在、御承知のとおり、30分しか無料時間がないということで、これは空港の送迎の方も含めて、空港ビルに入っているテナントの収入、いろいろなもので影響するということで、これまた大空町のほうから駐車場の管理料のあり方について、もっと無料時間を延ばしてくれということの要請もしてきたわけでございますけれども、こういったものがなかなか実現できなかったということもございまして、トータル難しいということをしていたのですが、先ほど言いましたとおり、年明けの道との協議の中で、チャーター便の全額減免については、次年度の予算の中で重点事項とするとか、駐車場の無料時間の拡大についても具体的に検討したいということも含めて、それなりの回答が示されたということもございましたし、御案内のとおり、新千歳と女満別空港の路線の問題につきましては、これまた最近の情報の中で、夏場に向けて増便される

というような情報もございました。そんなこともトータルで考えまして、最終的には1月12日の札幌段階でのHACに係る関係自治体会議の中で、正式に道から要請をされたということを受けながら、その後HACへのJALから経営移行する期限もあるということで、そういった経過を踏まえて、最終的に2市2町として3%の出資について応じるということで決定をした経過でございます。

○栗田委員

わかりました。いろいろ前段の段階と変わったという、取引としては非常に有効な取引をしたなという気がしますけれども、僕は、北海道のHACというのは、これからのコミュニティの路線としては非常に大切ですし、これからの北海道の急激な人口減少を考えたときに、飛行機網、もちろんドクタージェットを含めたヘリも考えた中で、空港拠点としての役割というのは、すごく多いと思いますし、なぜ前段でもしないのかなと不思議だったのですけれども、そういう取引といたしますか、あれもうまくいったのかなという気がしますし、我々も使ってみて、飛行機のJALの小型化によって非常に不便になりましたよね。それが、おかげさまで増便になって、いろいろな部分で利便性が上がるのと、またまた違った形で波及があるのかなという気がしますので、ぜひともこれは出資も含めた中で、積極的に絡んでいったほうがいいのかという意見を言わせてもらいます。

以上です。

○空委員長

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

それでは、議案第14号平成22年度網走市一般会計補正予算中、所管分の企業誘致推進事業並びに交通対策事業については、当委員会として了承するというところで決定をさせていただきます。

次に、債務負担行為補正予算についての審議を行いたいと思います。

○石川港湾課長

議案第14号の5ページ目になりますが、第3表を御参照ください。

平成22年度一般会計債務負担行為の補正予算の説明をいたします。

補正の理由及び内容であります、平成23年度

のみなど観光交流センター管理委託に当たりまして、平成22年度中に契約事務を取り進める必要がありますことから、債務負担行為として限度額63万円を追加補正するものであります。

以上でございます。

○空委員長

異議ございますか。

(「異議なし」の声あり)

○空委員長

それでは、みなと観光交流センター管理委託事業につきましては、当委員会として、了といたします。

次に、議案第17号平成22年度網走市流氷館特別会計補正予算について、御説明を願います。

○影近観光課長

それでは、平成22年度流氷館特別会計の補正について御説明申し上げます。

議案資料2号の23ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、1の補正の理由及び内容でございますが、これはオホーツク流氷館の入館者の減少に伴いまして、流氷館収入等を減額し、あわせまして、事業の見直しにより、管理運営費等の減額を図るとともに、所要の財源を追加補正しようとするものであります。

次に、2の補正額でございますが、まず①の歳出予算につきましては、観光客誘致対策費を47万5,000円、流氷館管理運営費を119万4,000円のあわせて166万9,000円を減額するものでございます。

次に、②の歳入予算につきましては、表のうち、上段の入館料は844万円、2段目の貸家料は339万6,000円をそれぞれ減額し、3段目の繰入金は1,007万800円、4段目の消費税還付金収入は、8万9,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○空委員長

審議に入ります。御意見ございますか。

○栗田委員

かなり厳しい状況であるので、現況を簡単でいいのですけれども、教えてほしいのですが。

○影近観光課長

入館者数で申し上げますと、年々減少しております、本年度の入館者数でございますけれども

も、平成23年の2月末現在で、入館者数累計は12万6,205人、前年比88.58%となっております。

3月の見込みでございますけれども、流氷の状況で、流動的なことはございますが、対前年比88.58%というふうに考えますと、13万9,095人となりまして、昨年度の実績がおおよそ15万7,000人で行ったので、今年度についても減少している状況でございます。

○栗田委員

いろいろと状況を聞きますと、大変厳しい状況かなと思います。この部分はいろいろな部分で、まだはっきり決定はされていない部分であろうかと思いますが、展望台構想を含めた中で、しっかりと議論をしなければいけない部分なのかなという気がしますので、それはそれで結構です。

○空委員長

ほかでございますか。

○渡部委員

もう1点だけ流氷館のことで追加でお伺いいたします。

年々減少している要因というのは、観光客の入込み数自体も減っていることが考えられると思いますけれども、この流氷館だけに要因として、改めて今後建てかえ構想等もありますので、エレベーターがないこともありますけれども、何か年々減っているということに、改めて要因として考えられることがあれば、お聞かせください。

○影近観光課長

エレベーター等の利用しづらい施設ということは、また別にしまして、主な要因としましては、今まで主流を占めておりました本州からの団体客の入込みが非常に減少しているということが一つの要因に挙げられるかと思います。

あと、波というのがあるのですが、外国人の誘客を率先しているところですが、その部分については、若干いい状態を保ってきたのでありますけれども、ことしに限っては、昨年より減少しているという状況でございます。

本当に主な要因につきましては、繰り返しますが、やはり本州からの、特に修学旅行の団体客が減っているということがありまして、その辺が要因となっているところでございます。

○渡部委員

その要因として、受け入れる施設に問題がある

ということがあれば、本州からの団体客と修学旅行の方、外国人の方が減っているということと、あと迎え入れる施設として、見せ方とか経過年数もありますけれども、そういったことは何かあります。

○影近観光課長

もちろん施設として、相当老朽化しているという問題もございますし、それから施設が狭隘といいますか、今の観光客は個人客が主流になってきておりまして、それに基づきまして知的好奇心を満たします体験型、学習型ということに移行していることがありまして、流氷館自体の体験施設、そのものの自体が若干古くなってきているということもございますし、現場に聞きますと、施設自体が狭隘ということもありまして、各四季折々に特別なイベントを打って集客を図りたいということがありまして、そういうスペースがなくて、なかなか努力ができないという状況も聞いております。

○渡部委員

現場の努力で、皆さんが喜ぶようなタオルを凍らせたりですとかということも行っていますし、外にチューブをつくって、そちらがすごい人気だということを聞いて、努力はされていると聞いていますので、今後の検討として、みんなで考えていかなければならないものの一つだと思います。

○空委員長

ほかでございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

ないようでございますので、議案第17号網走市流氷館特別会計補正予算については、了承することと決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○空委員長

それでは、了承と決定させていただきます。

次に、請願並びに陳情の継続審査となっておりますものについて、御審議をいただきたいと、このように思います。

議件の7番目の継続審査となっております請願7件、陳情1件、これは本日の委員会におきまして、意見の一致を見ずに、今後も継続の運びとなった場合については、委員の任期満了とともに、審議未了、廃案という形になります。先例の申し合わせにより、補完の措置をとらせていただ

くことになりますので、御了承願います。

それでは、早速、請願第55号急激な雇用悪化を政治の責任で解決することを求める意見書提出についての請願についてを議題といたします。

この件につきましては、平成21年3月5日に継続審査となったものでございます。

早速、御意見を伺いたいと思います。

○渡部委員

今、委員長のほうからありましたように、平成21年3月5日以降、審議をしていない状態で、思い起こせば、委員編成も違ったのかなと、2年前の状況だと思うのですが、2年経過して、この請願の内容を見ますと、年末年始の年越し派遣村のことが盛んに報じられた状況の年だったと思います。雇用悪化自体が少しよくなったといえども、現状、変わっていないのは請願のラインとしては、政治の責任で雇用悪化を解決していくということ、相談窓口を設置したりしているということも、私どもも賛同するラインなので、少し私は、内容自体は採択で意見書のほうで、ちょっと2年経過しているので、調節するところがあるのかなと思います。

○七夕委員

雇用の悪化自体は、もともとバブルがはじけたところからのデフレ傾向にあるというのは目に見えた話で、政治の対策というのは、自民党の時代もそうだったのですけれども、いろいろと経済政策を民主党が今やっているという経過です。

その中で、平成21年、年越し派遣村の問題があって、その中で取りざたされたのは事実だと思うのですけれども、今、現状として、この後、政治的な解決を今もなおやっていると思っています。僕は。ただ、その部分をもう少し様子を見ていくのも一つの手段ではないかと思いますので、この請願に対しては、不採択の方向でお願いしたいと思います。

○栗田委員

私も初めて見る部分なのですけれども、多分、あの当時は、今、七夕委員から言われたように、違った政権が運営していたということで、正直言いますと、願意はわかるはわかるのですけれども、今の現況にはちょっとマッチしないのかなと。派遣村が今年度、どの程度されたという報道もないですし、調査もないですし、それだけではなくて、願意はわからないわけではないのです

が、無理があるかなという雰囲気もありますので、私は、これは継続ということであります。

○空委員長

それでは、それぞれ御意見いただきました。基本的に、全会一致を基本とするということになっております。一致は見られませんので、この件については継続とさせていただきます。

続きまして、請願第56号公契約に関する基本法の制定を求める意見書提出についての請願について、これについても平成21年3月5日の委員会で、継続と決まっていたものでございます。

これらについて、審議を願います。

○渡部委員

これは、後からの請願第96号とちょっと願意的に多少似ている部分があるのですが、やはりここに書いてあるように、公共サービスに従事する人たちの環境を整えていくということが大切ということと、やはり公契約条例の制定はされていても、うまく機能がされていない。最終的には、国レベルでの基本法を成立していただかないと、環境は変わらないので、ぜひ基本法を制定、早急にしてくださいという請願であります。

良質な公共サービスの安定的な提供、またそこに従事する人たちの労働条件を改善していくということは、皆さんの生活環境にかかわることですので、職場の安全を確保することで、基本法を早急に制定していくことの請願となっておりますので、ぜひ採択の方向でよろしく願います。

○七夕委員

前回も公契約のところで、ディーセント・ワークと同じ絡みだと思うのですけれども、確かに公共サービスの効率化、コストダウンというのは、今、現状として行われていて、低価格、低単価の契約が多くなってきたのは間違いのないと思います。ただし、それは民間企業としての努力のものであって、そこで働く人のモチベーションというのは、お金だけのことであって、サービスと一体になるのかどうなのかというのは、僕は不透明なところだと思っているのです。

その部分に関しては、働く側の意欲が一番重要であって、その人たちが職業を選択する自由があるわけですから、合わなければ、その場を変えるというのも、その人個人の自由だと思うので、公契約のことに限らず、民間企業も同じ立場だと思います。そういう意味をかいま見て、この意見書

は不採択ということをお願いしたいと思います。

○空委員長

栗田委員はどうか。

○栗田委員

ありません。

○空委員長

それでは、この請願第56号についても、意見の一致を見ませんので、継続という形で取り計らいたいと思います。

続きまして、請願第71号郵政事業の民営化をやめ、3事業の一体的運営による公的再生を求める意見書提出についての請願、この件につきましては、平成21年9月18日の当委員会でも継続審査となったものでございますので、これらについて皆さん方の御意見を伺いたいと思います。

○栗田委員

このころと政権が変わった関係で、こういう案件も非常にやりにくいのかなと思うのですが、民営化云々って、このときも多分私、時期を見ながら考えなくてはいけないという部分が、いい、悪いという判断は別の話なので、時間が必要かなというところをお話ししたと思うのですが、これももとに戻そうという動きも、政治的な流れではありますが、それをやっている政権がどこまでもつのかなというのも、非常に疑問がありますので、ましてや、こういうものというのは様子を見なければならぬ、時間経過が必要なのかなということで、それをかんがみると、継続という扱いをしていただきたいと思います。

○渡部委員

これは、請願第90号とも、私は同じ意見と、かわっていくと思うのですが、政権が今、どう変わっていくかということは別にしまして、郵政改革の3事業一体化というのは、サービスの面で目指すということです。私は採択の方でお願いしたいと思います。

○七夕委員

とりあえず、政府は民営化して4年経過して、悪い条件もたくさん出ているかもしれませんが、改善の方向に進む可能性もある。今、ここでいろいろもとに戻すだとか何とかとなると、働いている側にも負担もかかってきますし、やり方の変更だとか、不要な時間もかかってしまう。そういう部分もかいま見たら、まだこれはこのままで様子を見ていく方がいいのではないかと思います。

すので、不採択の方で進めてほしいと思います。

○空委員長

それでは、請願第71号については、意見の一致を見ませんので、これについても継続とさせていただきます。

続きまして、請願第85号労働者派遣法の抜け穴のない抜本的見直しに関する意見書提出についての請願、これについては平成22年3月5日の当委員会でも継続審査となったものでございます。

早速、御意見を伺いたいと思います。

○栗田委員

派遣の問題というのは、すごく今、社会問題になっていると思いますし、現実にはこれは網走市内にも派遣の要素の会社というのは大分ふえてきています。

悪い言い方をすると、派遣会社がピンはねをして、過剰に営利をとってしまったり、いろいろな問題がないわけではないのですね。ただ、システム上、いろいろな派遣を企業側としては有効に活用して、常勤ではない、そういうシステムというのはいいのですが、ここに書かれているように、やはり法できちっと規制をしてあげないと、かなり問題があることばかりがふえてくるような、派遣に対するいろいろな問題が社会問題化しているのが事実です。一時期騒がれたように、大企業が派遣切りをやったということも現実にあるので、文章的に整理をしなければならないところもあると思うのですが、基本的には僕もこれは必要なのかなということで、採択の方で考えています。

○渡部委員

ある程度、労働者も派遣法というのは、定められた中での請願だと。その内容が2にありますように、製造業派遣は、どんな形であれ禁止すること。ですから、これは製造業以外も抜け穴になっているのではないかという意味が、私はあるのではないかと思います。ここの部分を製造業にこだわらないで、そういう不備があるということであれば、私は採択の方で、1年経過しておりますが、現状は変わっていないと判断しますので、採択のほうでお願いします。

○空委員長

ただいま、それぞれ意見のあったお二人については、採択ということでの御意見でございます。

そういう計らいでよろしいですか。

基本的に全会一致ということが原則になっておりますので、そういう計らいにしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○空委員長

それでは、請願第85号労働者派遣法の抜け穴のない抜本的見直しに関する意見書提出についての請願については、採択とさせていただきたいと思っております。よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○空委員長

それでは、全会一致で採択と決定をいたします。

次、請願第90号郵政改革法案の見直しに関する意見書提出についての請願についてでございます。

これらについても、平成22年の6月18日、当委員会で継続審査となったものでありますので、皆様方の御審議を賜るものでございます。

○渡部委員

請願第71号のときに申し上げましたように、4事業の郵政事業と全部を一体化ということをやっているかなければならない状況で、見直しをしていかなければならなくて、経営形態を再編成することとをやっているかなければならないと思っておりますので、私のほうは採択の方向でお願いしたいと思います。

○七夕委員

請願71号とかぶってしまうのですけれども、郵政民営化になって4年間ということで、もう少し様子を見てもいいのではないかという発言を先ほどいたしましたして、その中身としても大した変わらないものですから、不採択でお願いしたいと思います。

○空委員長

意見が分かれておりますので、請願第90号については、継続審査ということにいたします。

なお、先ほど申し上げるのを少しおくれましたが、請願第85号の意見書については、一応7件の請願がございます。これらを審議した後で、一括して意見書案を皆様方に配付したい、このように思いますので、よろしくお願いします。

次、請願第91号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書提出についての請願について、

これについては、平成22年6月18日に当委員会で継続審査となったものであります。

早速御意見を伺いたいと思っております。

○渡部委員

北海道の最低賃金というのは、2年にわたって賃上げがされているのですが、全国的なものに比べますと、最低賃金というのは低い状況にあります。北海道の場合は、今678円で、月額にしますと、全部が11万8,000円弱ということになります。調査によって、月額が14万4,000円ないと、最低の生活水準として成り立たないということを見ますと、ほど遠い最低賃金となると。その現状を踏まえた上で、この最低賃金というものを上げてくださいという、まだ上げなければならない状況であるという請願であります。

特に、北海道というのは、非正規社員の比率が4割と、高い状況にありますので、低賃金や最低賃金のところに張りついている体系が多い状況にあるという現状を踏まえまして、やはり最低賃金を上げていくということは、いつも私たちが言っているのですけれども、北海道は特に低いということを念頭に置いて、採択の方向でお願いしたいと思います。

○空委員長

ほかにございますか。

○七夕委員

北海道は、確かに最低賃金は低いというのはよくわかります。ただ、今、このデフレの現状の中で、会社の経営側も大変な出血をしながら、雇用の問題に対しても真剣に取り組んでいると思っております。その部分で、ここで賃金を上げれば、会社の利益も圧縮することになってしまいますので、今度は会社の存続危機ということに関しますと、危ない形態になってくると思います。両方大事なのですけれども、その兼ね合いをうまくバランスをとっていただくというのが、今、一番重要なところであって、国で最低賃金を上げていくという手法はわかるのですけれども、そこで果たして、市民生活のレベルが上がるかどうかというのは、ちょっと僕には不透明なところがあるのかなというふうに思っています。

この部分に関しては、今現状としては、不採択の方向でお願いしたいと思います。

○栗田委員

最低賃金の話なので、全く678円というのは、

人をばかにしたような金額なのですね、正直言うと。最低の価格ですから、それでも学生だったらバイトとしては何とかかなかなと、生活するとなると、現状ではほど遠い話なのです。あくまでも最低賃金なので、法的な限度額、そこまでできないということなので、当然、良識ある企業というのは、800円なり1,000円なり出して雇用しています。これにこだわっている、一部コンビニなんかもこういう表示をしているようなところもありますけれども、それは単発の学生対象だったり、そういう環境なので、基本的には僕はこれは絶対上げるべきだと思います。上げるべきですし、ただ、七夕委員から言われた、企業側のスタンスで考えたときに、これはもうセーフティネットではないですが、そういう環境の中で今やっているというのが現実、実情あるのですが、基本的にはこれは少しでも全国の水準に近いように企業経営者も意識して上げてもらうという意味では、僕は採択してほしいと思います。

○空委員長

それでは、これも一致を見ませんので、請願第91号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書提出についての請願を継続といたします。

次に、請願第96号公契約で働く人のディーセント・ワークを実現し、経済成長につなげる公契約基本法の制定を求める意見書提出についての請願、この件については、平成22年12月17日、当委員会で継続となったものでございます。

早速皆さん方に御審議をいただきたいと思います。

○七夕委員

先の第56号と内容がかぶるところが一緒なのですけれども、先ほどと同じ意見で、不採択の方向でお願いします。

○渡部委員

先ほど、七夕委員が申し上げた民間も頑張っって条件は同じだということを申されたのですけれども、公契約によって、その契約のもと、民間に委託をされているという、民間の状況にもかかわるということも含めた公契約の問題を言っているのです。このしっかりとしたディーセント・ワークというのは、労働条件のもとで人間らしい生活を、仕事をということは、公契約のもとで働くというのは、その契約の後に民間委託されて、民間のことも圧縮しているということがあるので、き

ちっとした国レベルでの基本法を定めた上で、公契約を行って、その下請けをされたところの企業までの条件をちゃんと労働条件としてつけなければいけないという請願でありますので、ぜひ採択の方向でお願いしたいと思います。

○栗田委員

今、渡部委員のほうからありましたが、この部分が今、非常に問題になっている部分なのです。私自身もそうなのです。非常に、下請けに入ったり、いろいろな部分で劣悪な条件が入っていることがあるので、ぜひともこの部分は整理をしていただきたいなと、私は採択するべきだと思います。

○空委員長

これについての意見は変わりませんか。

(「はい」の声あり)

○空委員長

それでは、請願第96号についても意見の一致を見ませんので、継続とさせていただきます。

次に、陳情第21号交通基本法の理念に基づく鉄道分野への予算配分と政策推進を求める意見書提出についての陳情でございます。

この陳情につきましては、平成22年9月8日に当委員会で継続となったものでございます。

早速、皆様方に御意見を賜りたいと思います。

○渡部委員

これは、交通基本法の理念に基づく鉄道分野への予算配分に対しての請願となっておりまして、これは事業仕分けによって1兆3,500億円ですね、これを国庫返納をしなさいということが行われたのですが、それに対してきちっと返納された後、この返納に対して、2番に国庫に返納させることなくというふうに書いてあるのですけれども、仕分けした後で、返納された後もきちっとJRのことに、鉄道分野として使うような配慮はしていくという、働きかけるということは返答が、やりとりが行われている状況があります。そういった状況の中で、この請願にあるように、趣旨に沿った形で予算組みに配慮していく必要があるということが、やりとりで行われておりますので、私は今現在、請願のラインというのを読み取りまして、採択の方向でお願いしたいと思います。

○空委員長

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

なければ、採択の声がございましたので、そのように計らってよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○空委員長

それでは、陳情第21号交通基本法の理念に基づく鉄道分野への予算配分と政策推進を求める意見書提出についての陳情については、全会一致で採択とさせていただきます。

次に、これは新たに当委員会に付託された案件でございます。陳情第27号住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書提出についての陳情でございます。

初めてでございますので、事務局から朗読を願います。

○鈴木事務局長

(「陳情第27号」朗読)

○空委員長

大変丁寧に読んでいただきました。

内容、願意についてはよくわかったと思います。

早速、御意見を賜りたいと思います。

○渡部委員

私は、採択の立場でお願いしたいと思います。

さまざまな出先機関が縮小されることに対して危惧を持って、こういった請願が出てきたのかなと思いますけれども、一番大切な、最後の3の部分ですね、広大な北海道の交通というのは、前段も申し上げましたように、北海道というのはこんなところでありまして、広い範囲ですので、やはりこの請願にありますように、国自体が効率的、効果的に運営をしていくということなのだと思います。

この請願者の願意というのはよくわかりますので、採択の方向でお願いしたい思います。

○空委員長

ほかには。

○栗田委員

移動することが国民の基本的人権なのかなというのが、ちょっと疑問が残るのですが、基本的人権なのでしょうね。

ここで言われていることは、運輸局ですよ、我々が一般的に北見に来て、車検をとったり、名義変更をしたりということを言っているのだと思うのですが、それを国のあれとして、むしろ僕は

地方分権時代になったときは、ああいうシステムを北海道なり、我々自治体の所管に入るべきではないかなというふうに考える一人なので、国が統一性を持って云々というのも、その時代は一つ終わりなのかなと。ああいう部分を国がやることによって、いろいろな無駄が出てきたりしますし、地域ごとに幾らでもあの程度の部分は、地域のほうで幾らでも負える仕事だというふうに考えているので、僕はこれに関しては不採択でお願いしたい。

○空委員長

この件についても、意見が分かれております。全会一致を基本としておりますので、この件について、このままでは継続という形になりますが、そういうことでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○空委員長

それでは、陳情第27号については継続といたします。

それでは、ここで暫時休憩をして、請願第85号と陳情第21号の意見書(案)の配付をいたします。

これから用意させていただきます。

暫時休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前10時55分 再開

○空委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま委員の皆さんのお手元に意見書(案)を配付させていただきました。

まず、労働者派遣法の抜け穴のない抜本的見直しに関する意見書(案)について、これは請願第85号からの意見でございます。

文案は、このような形でよろしいですか。

○鈴木事務局長

平成22年の3月、昨年 of 末になっていまして、ことし1年超えていますので、一昨年末に変更しております。

○空委員長

記の部分で、よろしいですか。

○渡部委員

私、先ほど申し上げたのは、2の部分の製造業派遣はと、一定することに対して、言葉はそうになっているのですけれども、それ以外も含ま

れているということであれば結構ですと、お答えしましたので。

○空委員長

これは、これでよろしいですか。

○渡部委員

私は、大丈夫です。

○空委員長

それでは、請願第85号に対する意見書（案）については、お手元に御配付のとおり、了承いたします。

なお、提出先でございます、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、各通ということで提出をしたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、陳情第21号交通基本法の理念に基づく鉄道分野への予算配分と政策推進を求める意見書（案）について、御検討願います。

これについても、年は明けておりますので、昨年という、本来は本年という形だったのが、昨年という形に変わっておりますので。

○七夕委員

一方、4月27日の行政刷新のところにも、一方、昨年。

○空委員長

昨年4月27日ということですね。5行目の頭、一方の後ろに、一方、昨年4月27日の行政刷新会議というふうにつなげるべきだと。

記の部分ではいかがですか。

（「なし」の声あり）

○空委員長

ないようでございますので、陳情第21号に関する意見書（案）については、お手元に御配付の意見書（案）のとおり、今後、成案と決定をさせていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきます。

提出先につきましては、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、各通ということになります。

当初、申し上げました、まず経済部、水産港湾部の案件につきましては、審議の議件につきましては、終了いたします。

ここで、理事者のほうから何かございますか。

（「なし」の声あり）

○空委員長

委員さん、何かございますか。

（「なし」の声あり）

○空委員長

なければ、経済部、水産港湾部の審議を終わらせていただきます。

ここで、理事者入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時04分 再開

○空委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

建設部並びに水道部の所管分、議件が5件ございます。

まず、議案第14号平成22年度網走市一般会計補正予算中、所管分について、御説明願います。

○中村土木管理課長

平成22年度一般会計道路橋梁除雪事業の補正予算について御説明いたします。

20ページの資料2号をごらん願います。

平成22年度の除雪作業につきましては、例年より降雪量は少ない状況であります。現在までに直営車両、借り上げ車両、委託車両の全車一斉出動回数は10回で、郊外地区においては、地吹雪による吹き込み処理の部分出動は12回出動している状況であります。また、寒暖の差が厳しい分、路面凍結の事前対策は例年より多く出動しており、今後除排雪作業車両の借り上げ、及び滑り対策の原材料費の不足が見込まれる状況であります。

このため、除排雪作業に係る車両借り上げ費用分として3,200万円と、路面凍結の滑り対策原材料費用分として800万円、合わせて道路橋梁費の除雪事業費として4,000万円補正をし、補正後の額を2億658万1,000円とするものでございます。

以上です。

○空委員長

続けて、市営住宅維持修繕事業。

○松浦建築課長

平成22年度一般会計住宅管理費市営住宅維持修繕事業の補正予算について、説明させていただきます。

議案資料21ページをごらん願います。

まず、改正の理由と内容であります。これまで事業主体が単独で行ってきまして公営住宅の家

賃減免事業が社会資本整備総合交付金の提案事業として認められたことから、交付金の追加配分がなされたことによります歳入財源の補正でございます。

補正の額としまして、歳入予算としまして、国庫支出金としまして1,001万7,000円を増額し、繰越金を減額し、3,206万5,000円とするものでございます。

以上でございます。

○空委員長

ただいま御説明いただきました議案第14号、補正予算に関連する御質疑を賜りたいと思います。

○栗田委員

土木費のほうの除雪の補正なのですが、過去はちょっと調べていないのでわからないのですが、毎年このような形で補正されるような気がするのですけれども、当初の予算の詰めが甘さってどうなのでしょう。

○中村土木管理課長

当初予算につきましては、一斉出動ということで、最低限の6回分を見込んでおります。それで、排雪費用分と、あと雪捨て場の経費の分、またさらには各車両の借り上げの管理分も含まれておりますので、最小限ということで頑張ろうということで、予算を組んでいますので、毎年、雪が多く降れば、補正をお願いしていくというような状況かなと思っております。

○栗田委員

非常に予算の中では、満額って、十分に足りるだけは上げづらい環境というのは、多々あったのだろうと思いますけれども、この部分というのは命にかかわる部分ですよね。だから、潤沢な資金がないというのは自治体としては、僕はちょっと、ここを節約すればいいという感覚には絶対ならないし、例えば吹雪のときに緊急出動、救急車が入っていけないような状況というのは、絶対あってはいけない話ですから。そういうふうに考えると、ある程度統計的なものがあって中で、毎年余りにも僕は、予算が少ない算定をしているのかなという気がしますので、今後、予算委員会の中にも出てくるとは思いますけれども、ただ考えられるのは、ことしの状況を見たときに、市民の皆さんは「ことし、雪少なくてよかったでしょう、予算もそんなに使わなくて」というイメージがありますよね。その中で、いろいろその分、凍結が

ひどかったり、気象の中でペリ砂利という、高価なものをまきますから、そういう部分もあれかと思うので、その辺も考えて、この辺はもうちょっときちっとというか、今でもきちっとしていращゃと思うのですが、補正、補正というものに余り頼らない予算組みが必要なのかなという感じがします。意見です。

○空委員長

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

なければ、議案第14号平成22年度網走市一般会計補正予算中、所管分の道路橋梁河川費、並びに住宅費に関して、了承とすることによろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○空委員長

了承とさせていただきます。

次に、補正予算以外の繰越明許費についての審議をいただきたいと思います。

御説明がございます。

○佐藤建設部次長

繰越明許費の設定について、御説明いたします。

議案資料の8ページをごらんください。

資料2号の2番、平成22年度一般会計3・4・8西山通整備事業の補正予算、繰越明許費の設定になります。

本補正予算に係る事業の内容であります。市街地の都市計画幹線道路としまして、都市計画設定をされております3・4・8西山通の市道部分の未改良区間であります潮見2丁目、かに番屋さんのあった交差点から潮見8丁目、米村歯科さん前に至る市道区間290メートルの道路幅員16メートル改良による街路幅員事業でございます。

現在、北海道において事業中であります3・4・8西山通の道道管理区間であります錦町から潮見2丁目、道道中園網走停車場線までの大観山公園線道路改良事業の完成、供用が本年秋に予定されていますことから、都市計画道路幹線ネットワーク交通路確保のため、本市道の街路整備を進めているものでございます。

繰り越しの理由、内容であります。平成22年度予算で進めていました道路拡幅部の用地買収物件等の移転補償業務におきまして、物件所有者数

名との移転補償契約の履行に必要でありました建物、庭木などの移転が工法の決定のおくれから、22年度内で完了が見込めないこととなりましたことから、これの予算を23年度へ繰り越しをするものでございます。

繰り越しとする予算額であります。用地買収、建物等の移転補償経費、合計で1,983万4,000円でございます。なお、繰り越されました予算に係る契約につきましては、現在、建物等の移転工法が決定されておりますので、23年度においては、確実な予算執行ができるものと考えているところであります。

補正予算繰越明許費の説明について、以上でございます。

○空委員長

繰越明許費についての御意見があれば、伺いたいと思います。

（「なし」の声あり）

○空委員長

それでは、繰越明許費についての3・4・8西山通整備事業については、当委員会として了承ということで決定したいと思います。

続きまして、議案第16号平成22年度網走市公共下水道特別会計補正予算についてでありますけれども、これは債務負担行為の補正という部分が2件ございますので、これについて御説明を願います。

○伊藤下水道課長

平成22年度網走市公共下水道特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

補正予算の目的は、平成23年4月1日から履行開始が予定される施設管理等委託契約のほか、平成22年度中に契約事務を取り進める必要があることから、債務負担行為を追加補正するものでございます。

内容については、事項、期間、限度につきましては、浄化センター施設管理等委託契約238万円のほか、複写機リース契約23万4,000円、合計261万4,000円の契約について設定を行うものでございます。

以上でございます。

○空委員長

御質疑を受けたいと思います。

（「なし」の声あり）

○空委員長

それでは、議案第16号については了承ということで、決定をさせていただきます。

続きまして、議案第18号平成22年度網走市簡易水道特別会計補正予算、これについても債務負担行為補正についてでございます。

これについても説明があります。

○佐々木施設課長

平成22年度簡易水道特別会計の債務負担行為に関する補正予算につきまして、議案第18号で御説明いたします。

補正理由につきましては、平成23年4月1日から履行開始が予定されております。土地使用貸借契約外2件のところにつきまして、平成22年度中に契約事項を取り進めることが必要でありますことから、この経費につきまして債務負担行為を追加補正するものでございます。

議案第18号裏面第1表をごらんいただきたいと思います。

1件目につきましては、能取地区簡易水道におきまして、配水管路用地として、土地所有者と貸借契約を締結するものでございます。

2件目及び3件目につきましては、能取地区及び中央網走地区簡易水道におきまして、網走市水道事業へ委託を行っております水道料金徴収事務委託及び技術的事項に関する業務委託の契約を締結するものでございます。

総額にて、330万円の債務負担行為の補正を提示するものでございます。

以上でございます。

○空委員長

それでは、早速、質疑を受けたいと思います。

（「なし」の声あり）

○空委員長

それでは、議案第18号については、了承することにいたします。

続きまして、議案第21号平成22年度網走市水道事業会計補正予算についての御説明を願います。

○今野水道部次長

平成22年度網走市水道事業会計補正予算について、御説明申し上げます。

議案第21号並びに議案資料24ページの資料3号をあわせてごらんいただきたいと思います。

内容は、平成23年4月1日より履行が予定される事項について、平成22年度中に契約が必要となりますので、債務負担行為の補正を行うものでござ

ございます。

議案の条文にしたがいまして御説明いたします。

第1条は総則でございます。

第2条が債務負担行為に関する定めでございます。事項、期間、限度額は電算処理システム賃貸借、保守契約のほか、記載のとおりでございます。総額348万4,000円の契約に係る債務負担行為の設定をしようとするものでございます。

説明は、以上でございます。

○空委員長

では、議案第21号について、御質疑を受けたいと思います。

(「なし」の声あり)

○空委員長

それでは、議案第21号については了承ということで、決定をさせていただきます。

続きまして、議案第26号網走市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議案といたします。説明をお願いいたします。

○中村土木管理課長

網走市公園条例の一部改正について、御説明いたします。

議案資料の31ページの資料9号をごらん願います。

網走公園条例の一部改正の概要ですが、音根内185番地に設置をされておりますその他公園の音根内児童公園は、昭和44年に開園し、長年にわたり、地域の子どもたちの成長を見守ってきた公園であります。音根内地区の児童は減少し、隣接する保育所は平成13年に閉園となった後は利用実態がなくなり、音根内自治会からも廃止要望があることから、網走市公園条例の関係部分を改正するものでございます。

条例の内容につきましては、網走市公園条例新旧対照表の左側が現行条例で、右側は改正案となっております。右側の改正案から音根内児童公園を削除するものでございます。

現行条例では、公園数90カ所で、改正案では音根内児童公園を削除して、89カ所とするものでございます。

施行期日につきましては、交付の日から施行とします。

また、32ページには位置図を添付してありますので、ごらんください。

以上です。

○空委員長

議案第26号について、御質疑を受けたいと思います。

(「なし」の声あり)

○空委員長

なければ、議案第26号については、了承といたします。

議案については以上でございます。

その他、理事者のほうから何かございますか。

○大澤副市長

資料を配らせていただいてよろしいですか。

○空委員長

暫時休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時21分 再開

○空委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

○大澤副市長

ただいま資料を配付させていただきましたけれども、本市の住宅使用料平成21年度と22年度分の一部についてでありますけれども、過徴収が判明いたしましたので、その概要について御説明をさせていただきます。

このたびの事務的ミスにつきましては、関係の皆様にも多大な御迷惑をおかけし、心よりおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

詳細につきましては、建設部長のほうから説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○桑野建設部長

それでは、私から説明をいたします。

資料をごらんください。

初めに、当市の市営住宅入居者は平成23年2月28日現在で、1,637世帯となっております。そのうちで、住宅使用料が過徴収となった対象世帯は、平成21年度分が99世帯、平成22年度分が92世帯で、両年度で重なっている世帯がありまして、実数としましては123世帯でございます。

その金額につきましては、平成21年度分が95万7,350円、平成22年度分が99万8,800円の合計で195万6,150円でございます。

また、この対象世帯の正規の使用料との差額が、月額ですが、最低の世帯では100円でございます。

まして、最大の世帯では正規家賃の3万3,000円に對しまして、3万5,800円を賦課したために、2,800円でございます。

市営住宅使用料の算定の根拠の一つに近傍同種家賃がありますが、国の政令及び規則で定められておりまして、建物等の基礎価格、土地の利回り率、償却額、修繕費、管理事務費等で構成され、算出されております。今回は、その算定に用います係数の一つであります土地の利回り率が平成20年4月に、これまでの2%から1%に引き下げられましたが、算定システムのプログラムを正しく修正していなかったために、近傍同種家賃が過大に算定されたことが原因でございます。家賃の間違えにつきましては、平成23年4月1日で実施いたします予定の北海道から網走市へ事業主体変更される道営住宅の家賃算定作業を進めている中で判明したものでありまして、3月1日に対象世帯数及び金額が確定したものでございます。

今後の対応につきましては、私を含む管理職3名を中心に3班を編成し、対象者宅を訪問し、おわびを申し上げるとともに、経緯の説明と還付の手続きを早急に行いたいと考えております。

なお、平成23年度使用料につきましては、既に係数を修正し、算定を終了しております。

また、今後の再発防止につきましては、使用料算定に係る作業及び算定結果について、複数の職員による確認作業を充実させることにより、対処してまいります。

重ねまして、関係者の皆様におわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

○大澤副市長

関係職員の処分につきましてですが、昨日、3月3日付で市長から担当の建設部長、建築課長並びに現在と当時の住宅管理係長を文書による嚴重注意処分としたところであります。あわせて、報告をさせていただきます。

以上です。

○空委員長

御意見ございますか。

○栗田委員

初めて見させていただきまして、びっくりしているのですが、問題は道との移行の中で判明したということが、非常に問題になるのかなど。これが、もしなければ、まだ先、続いていったという部分で、当然、今の説明の中で、これからしっか

りと作業をするという部分がありますけれども、当然、家賃の算定、いろいろ難しい係数が出てきたみたいですが、その中で機械に任せっ放しで自動的にやっていたという、ある面の怠慢がそこにあったのかなという気がします。本当に大事な、お金を扱う部分なので、その辺は本当に真摯に受けとめて、2度とこのような事態のないように、しっかりやっていただきたいと思います。

○渡部委員

今ありましたように、道営住宅の道から市への事業主体変更というのは、毎年あるものでもないことなので、私も栗田委員が言っていたように、違った形で、原因として、それでわかったというのは、もしかしたら、もっとわからなかったということもありますので、今後、住宅の使用料以外のことでも、ほかの課に渡って、似たようなことが何度か行われていることがあれば、嚴重にその辺は危機感を持ってやっていただきたいと思います。

○空委員長

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○空委員長

それぞれ御意見がありましたけれども、御意見、もっともな部分があると思いますので、担当者においては、今後、十分気を引き締めて職務の遂行に努めていただきたいということを申し上げまして、この件については了とさせていただきますと思います。

ほかに理事者のほうはございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

委員さん、ございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

なければ、本委員会として、審議についてをすべて終了させていただきます。

なお、委員さんについては、もう1件、経済建設委員会の行政視察報告に関する取りまとめの部分について、意見をいただきたいと思いますので、そのまま残っていただきたいと思います。

理事者については、ここで退席していただいて結構です。

御苦労さまでした。

平成22年度の10月20日から10月21日にかけて、

当委員会として行いました行政視察の概要ができ上がりましたので、皆さん方に御協議をいただき、了承をいただいた上で、議長のほうへ提出をしたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いします。

休憩して、議論をしたいと思います。

暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時29分 再開

○空委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、御配付のとおり、行政視察調査概要という形の中で、調査先においては、北広島のホクレンくるるの杜並びに千歳のツムラ製薬調整施設、この2カ所を中心にして、行政視察を行った経過について、まとめたものを、これをもって議長のほうに提出をしたい、このように思いますので、よろしくお願いします。

以上をもって、経済建設委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午前11時30分 閉会